

愛媛県保健所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県保健所処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県保健所処務規程（昭和26年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 保健所（四国中央保健所を除く。）の<u>各課室</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>所内各課室</u>の予算の経理その他の会計事務（物品の取得、管理及び処分に関する事務を除く。）に関すること。</p> <p>(4)～(13) 省略</p> <p>(14) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）、母体保護法（昭和23年法律第156号）、医療法（昭和23年法律第205号）、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）、歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、<u>看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）</u>、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）、診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に関すること。</p> <p>(15)～(21) 省略</p> <p><u>22 理化学試験及び微生物病理検査に関すること（松山保健所に限る。）。</u></p> <p><u>23 理化学試験及び微生物病理検査の受付及び成績書等の交付に関すること（今治保健所及び八幡浜保健所に限る。）。</u></p> <p>24 <u>その他の主管に属しないこと。</u> <u>検査室（西条保健所及び宇和島保健所に限る。）</u></p> <p>(1) <u>理化学試験及び微生物病理検査に関すること。</u></p> <p>健康増進課</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p><u>16 らい予防法の廃止に関する法律に関すること。</u></p> <p>生活衛生課</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p>環境保全課 省略</p> <p>2 四国中央保健所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課</p> <p>(1)～(12) 省略</p> <p>(13) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、母体保護法、医療法、医師法、歯科医師法、歯科衛生士法、保健師助産師看護師法、<u>看護師等の人材確保の促進に関する法律</u>、死体解剖保存法、診療放射線技師法、歯科技工士法、臓器の移植に関する法律、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法及び柔道整復師法に関すること。</p> <p>(14)～(20) 省略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 保健所（四国中央保健所を除く。）の<u>各課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>所内各課</u>の予算の経理その他の会計事務（物品の取得、管理及び処分に関する事務を除く。）に関すること。</p> <p>(4)～(13) 省略</p> <p>(14) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）、母体保護法（昭和23年法律第156号）、医療法（昭和23年法律第205号）、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）、歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号） _____、 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）、診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に関すること。</p> <p>(15)～(21) 省略</p> <p><u>22</u> <u>その他の主管に属しないこと。</u></p> <p>健康増進課</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p>生活衛生課</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p><u>16 理化学試験及び微生物病理検査に関すること。</u></p> <p>環境保全課 省略</p> <p>2 四国中央保健所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課</p> <p>(1)～(12) 省略</p> <p>(13) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、母体保護法、医療法、医師法、歯科医師法、歯科衛生士法、保健師助産師看護師法 _____、 死体解剖保存法、診療放射線技師法、歯科技工士法、臓器の移植に関する法律、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法及び柔道整復師法に関すること。</p> <p>(14)～(20) 省略</p>

21 理化学試験及び微生物病理検査の受付及び成績書等の交付に関すること。

22 その他他の主管に属しないこと。

保健課

(1)～(15) 省略

16 らい予防法の廃止に関する法律に関すること。

衛生環境課

(1)～(21) 省略

(職務)

第3条 所長は、所轄の地方局長（以下「地方局長」という。）の命を受けて、所務を統理し、所員を指揮監督する。

2～7 省略

8 室長は、上司の命を受け、室の事務を掌理する。

9 省略

10 省略

11 省略

12 省略

13 省略

14 省略

(事務の委任)

第4条 省略

2 松山市の区域における次に掲げる事務は、松山保健所長に委任する。

(1)～(5) 省略

(6) 別表企画課の表14の部に掲げる薬事法の施行に関する事務（同部4の項の薬種商販売業（動物用医薬品に係るものを除く。）に関すること、同部8の項の報告の徴収及び立入検査等並びに同部9の項の廃棄、回収等の措置命令等に限る。）

(7)・(8) 省略

(9) 別表環境保全課の表7の部に掲げる浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に関する事務（同部4の項第12号の報告の徴収及び立入検査に限る。）

10 別表環境保全課の表8の部に掲げる特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）の施行に関する事務

11 別表環境保全課の表11の部に掲げる特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）の施行に関する事務

12 別表環境保全課の表16の部に掲げるゴルフ場における農薬使用の適正化に関する事務

3 第1項の規定にかかわらず、四国中央市の区域における次に掲げる事務は、西条保健所長に委任する。

(1)・(2) 省略

(3) 別表環境保全課の表3の部に掲げる廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する事務（同部1の項第1号の設置及び変更の許可、同項第2号の使用前検査、同項第6号の許可の取消し、改善命令及び使用停止命令、同項第7号の譲受け又は借受けの許可、同項第8号の設置法人の合併又は分割の認可、同部3の項第1号の設置及び変更の許可、同項第2号の使用前検査、同項第3号の許可の取消し、改善命令及び使用停止命令、同項第8号の譲受け又は借受けの許可、同項第9号の

21 その他他の主管に属しないこと。

保健課

(1)～(15) 省略

衛生環境課

(1)～(21) 省略

22 理化学試験及び微生物病理検査の受付及び成績書等の交付に関すること。

(職務)

第3条 所長は、所轄の地方局長（以下「地方局長」という。）の命を受けて、所務を統理し、所員を指揮監督する。

2～7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

11 省略

12 省略

13 省略

(事務の委任)

第4条 省略

2 松山市の区域における次に掲げる事務は、松山保健所長に委任する。

(1)～(5) 省略

(6) 別表企画課の表13の部に掲げる薬事法の施行に関する事務（同部7の項 _____ の報告の徴収及び立入検査等並びに同部8の項の廃棄、回収等の措置命令等に限る。）

(7)・(8) 省略

(9) 別表環境保全課の表6の部に掲げる浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に関する事務（同部4の項第11号の報告の徴収及び立入検査に限る。）

3 第1項の規定にかかわらず、四国中央市の区域における次に掲げる事務は、西条保健所長に委任する。

(1)・(2) 省略

(3) 別表環境保全課の表3の部に掲げる廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する事務（同部5の項 _____

設置法人の合併又は分割の認可、同項第12号の意見聴取、同部5の項の産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に関するもの、同部6の項の産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可に関するもの、同部7の項の産業廃棄物再生利用業に関するもの並びに同部9の項の廃棄物が地下にある土地の形質の変更に関するものに限る。）

(4) 別表環境保全課の表7の部に掲げる浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に関する事務（同部4の項第11号の登録の取消し及び事業の停止命令に限る。）

(5) 別表環境保全課の表14の部に掲げる使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の施行に関する事務

(6) 別表環境保全課の表17の部に掲げる愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱（平成3年8月愛媛県告示第1288号）の施行に関する事務（同部1の項第2号の必要な措置の勧告、同項第3号の違反行為の停止命令、同項第4号の命令に従わない者の公表、同部2の項の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設に関するもの、同部3の項第3号の必要な措置の勧告、同項第4号の違反行為の停止命令及び同項第5号の命令に従わない者の公表に関するものに限る。）

4 第1項の規定にかかわらず、別表環境保全課の表7の部4の項に掲げる浄化槽保守点検業者の登録に関する事務は、浄化槽保守点検業者の主たる営業所の所在地を管轄する保健所長（松山市の区域内に主たる営業所を設置し、かつ、同市以外の市町の区域を営業区域とする浄化槽保守点検業者に係るものについては、松山保健所長）に委任する。

別表（第4条、第6条関係）

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

Table with 4 columns: 組織名, 事務の種類, 事項, 決裁区分 (所長, 課長). Rows include 企画課 1 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）の施行に関する事務 and 3 温泉法（昭和23年法律第125号）の施行に関する事務.

の産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に関するもの

に限る。）

(4) 別表環境保全課の表7の部に掲げる使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の施行に関する事務

4 第1項の規定にかかわらず、別表環境保全課の表6の部4の項に掲げる浄化槽保守点検業者の登録に関する事務は、浄化槽保守点検業者の主たる営業所の所在地を管轄する保健所長（松山市の区域内に主たる営業所を設置し、かつ、同市以外の市町の区域を営業区域とする浄化槽保守点検業者に係るものについては、松山保健所長）に委任する。

別表（第4条、第6条関係）

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

Table with 4 columns: 組織名, 事務の種類, 事項, 決裁区分 (所長, 課長). Rows include 企画課 1 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）の施行に関する事務 and 3 温泉法（昭和23年法律第125号）の施行に関する事務.

		和51年愛媛県規則第28号。 以下この部において「細則」という。)第17条)						
		(6) 氏名等の変更の届出の受理(細則第22条)		○				
		(7) 掲示内容の変更命令(第18条第5項)	○					
		(8) 改善の指示(第30条)	○					
		(9) 許可の取消し(第31条第1項)	○					
		(10) 措置命令(第31条第2項)	○					
		2 省略						
		3 省略						
		4 省略						
		5 現地調査(細則 第24条)	○					
4	母体保護法(昭和23年法律第156号)の施行に関する事務	1 受胎調節実地指導員の指定(第15条第1項、母体保護法施行令(以下この部において「政令」という。)第1条第1項)		○				
		2 受胎調節実地指導員の指定の取消し(第39条第2項)		○				
		3 受胎調節実地指導員の標識の交付(政令第1条第2項)		○				
		4 被指定者名簿の作成(政令第2条)		○				
		5 指定証の訂正(政令第3条)		○				
		6 住所変更の届出の受理及び名簿作成者への通知(政令第4条)		○				
		7 指定証等の再交付(政令第5条)		○				
5	医療法(昭和23年法律第205号)の施行に関する事務	1 省略						
		2 病院、診療所又は助産所に関すること。 (1)・(2) 省略						
		(3) 診療所の病床の設置及び変更の許可(第7条第3項)	○					
		(4) 公的医療機関等の病床数削減措置命令(第7条の2第3項)	○					
		(5) 省略						
		(6) 省略						
		(7) 省略						
		(8) 省略						
		(9) 省略						
		(10) エックス線装置の届出の受理(第15条第3項)		○				
		(11) 病院の医師の宿直の免除の許可(第16条ただし書)	○					
		(12) 薬剤師設置の免除の許可(第18条ただし書)	○					
		(13) 病院又は療養病床を有する診療所の人員の増員及び業務の停止の命令(第23条の2)	○					
		(14) 施設の使用の制限等の命令(第24条)	○					
		(15) 報告の徴収及び立入検査(第25条第1項)	○					
		(16) 物件の提出命令(第25条第2項)	○					
		(17) 構造設備の検査(第27条)	○					
		1 省略						
		2 診療所及び助産所 に関すること。 (1)・(2) 省略						
		(3) 省略						
		(4) 省略						
		(5) 省略						
		(6) 省略						
		(7) 省略						
4	医療法(昭和23年法律第205号)の施行に関する事務	1 省略						
		2 診療所及び助産所 に関すること。 (1)・(2) 省略						
		(3) 省略						
		(4) 省略						
		(5) 省略						
		(6) 省略						
		(7) 省略						
		4 現地調査(温泉法施行細則(昭和51年愛媛県規則第28号)第24条)		○				

18	管理者の変更命令（第28条）	○			
19	開設の許可の取消し及び閉鎖命令（第29条第1項）	○			
20	開設許可事項の変更並びに診療所の病床の設置又は変更の許可の取消し（第29条第2項）	○			
21	弁明の機会の付与（第30条）	○			
22	病院の開設者等に対する勧告（第30条の11）	○			
23	公的医療機関の開設者又は管理者に対する命令及び指示（第35条）	○			
24	省略				(8) 省略
25	省略				(9) 省略
3	医療法人に関すること。				3 エックス線装置の届出の受理（第15条第3項）
1	社会医療法人の認定（第42条の2第1項、第2項）	○			
2	設立の認可（第45条）	○			
3	理事の数の認可（第46条の2第1項）		○		
4	理事長の選出の認可（第46条の3第1項）		○		
5	監事からの報告書の受理（第46条の4第3項）		○		
6	管理者の一部を理事に加えないことの認可（第47条第1項）		○		
7	定款又は寄附行為の変更の認可及び届出の受理（第50条）		○		
8	事業報告書等の届出の受理（第52条第1項）		○		
9	事業報告書等の閲覧（第52条第2項）		○		
10	解散の認可及び届出の受理（第55条）	○			
11	合併の認可（第57条）	○			
12	報告の徴収及び立入調査（第63条第1項）	○			
13	必要な措置及び業務の停止の命令並びに役員解任の勧告（第64条）	○			
14	社会医療法人の認定の取消し及び収益業務の停止の命令（第64条の2）	○			
15	設立の認可の取消し（第65条、第66条）	○			
16	寄附行為の補完並びに仮理事及び特別代理人の選任（第68条、民法（明治29年法律第89号）第40条、第56条、第57条）	○			
17	弁明を聴取する職員の指名及び弁明の供与（第67条第1項）	○			
18	清算人の届出及び清算終了の届出の受理（第68条、民法第77条第2項、第83条）		○		
4	特定医療法人に係る証明		○		4 病院の医師の宿直の免除の許可（第16条ただし書）
5	圏域既存病床数に関する証明		○		5 薬剤師設置の免除の許可（第18条ただし書）

6 省略					
7 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の施行に関する事務	1 毒物又は劇物の販売業に關すること。 (1)～(11) 省略				
	(12) 登録が失効した場合等の届出の受理（第21条第1項、第4項）				○
	(13)～(17) 省略				
	2 毒物又は劇物の業務上取扱者に関すること。 (1) 業務上取扱者の届出の受理（第22条第1項）				○
	(2) 業務上取扱者に該当することとなつた者の届出の受理（第22条第2項）				○
	(3)～(9) 省略				
3 省略					
8 省略					
9 省略					
10 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）の施行に関する事務	1 省略				
	2 麻薬の廃棄の立会い（第29条）				○
	3 調剤された麻薬の廃棄の届出の受理（第35条第2項）				○
11 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）の施行に関する事務	1 歯科技工所に關すること。 (1)・(2) 省略				
	(3) 改善命令（第24条）				○
	(4) 使用の禁止（第25条）				○
	(5) 省略				
12 省略					
13 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）の施行に関する事務	1 衛生検査所に關すること。 (1) 登録（第20条の3）				○
	(2) 登録の変更（第20条の4第1項）				○
	(3) 廃止、休止、再開等の届出の受理（第20条の4第3項、第4項）			○	
	(4) 省略				
	(5) 検査業務に関する指示（第20条の6）				○
	(6) 登録の取消し及び業務の停止命令（第20条の7、第20条の8）				○
14 薬事法（昭和35年法律第145号）	1 省略 (1)～(12) 省略				
	(13) 許可証の再交付（政令第46条第1項）				○
6 病院、診療所及び助産所に關すること。 (1) 施設の使用の制限等の命令（第24条）					○
(2) 報告の徴取及び立入検査（第25条第1項）					○
(3) 物件の提出命令（第25条第2項）					○
(4) 構造設備の検査（第27条）					○
(5) 管理者の変更命令（第28条）					○
7 医療法人の事業報告書等の届出の受理（第52条第1項）					○
5 省略					
6 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の施行に関する事務	1 毒物又は劇物の販売業に關すること。 (1)～(11) 省略				
	(12) 登録が失効した場合等の届出の受理（第21条第1項、第4項）				○
	(13)～(17) 省略				
	2 毒物又は劇物の業務上取扱者に関すること。 (1) 業務上取扱者の届出の受理（第22条第1項）				○
	(2) 業務上取扱者に該当することとなつた者の届出の受理（第22条第2項）				○
	(3)～(9) 省略				
3 省略					
7 省略					
8 省略					
9 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）の施行に関する事務	1 省略				
10 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）の施行に関する事務	1 歯科技工所に關すること。 (1)・(2) 省略				
	(3) 省略				
11 省略					
12 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）の施行に関する事務	1 衛生検査所に關すること。 (1) 登録に関する検査（第20条の3第1項）				○
	(2) 登録の変更に関する検査（第20条の4第1項）				○
	(3) 廃止、休止、再開等の届出の受理（第20条の4第3項）				○
	(4) 省略				
13 薬事法（昭和35年法律第145号）	1 省略 (1)～(12) 省略				
	(13) 許可証の再交付（政令第46条第1項）				○

の施行に関する事務	(14) 許可証の返納の受理（政令第46条第3項、第47条）		○
	(15) 省略		
	2・3 省略		
	4 薬種商販売業（動物用医薬品に係るものを除く。）に関する <u>こと</u> 。		
	(1) 許可の更新（第24条第2項、政令第44条第1項）		○
	(2) 廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理（第10条、第38条、省令第16条第4項、第153条）		○
	(3) 構造設備の改善命令等（第72条第4項）		○
	(4) 業務運営改善等の措置命令（第72条の3）		○
	(5) 許可の取消し等（第75条第1項）		○
	(6) 許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与（第76条）		○
	(7) 許可証の書換え交付（政令第45条第1項）		○
	(8) 許可証の再交付（政令第46条第1項）		○
	(9) 許可証の返納の受理（政令第46条第3項、第47条）		○
	(10) 許可台帳の備付け（政令第48条）		○
5 省略			
6 省略			
7 省略			
8 省略			
9 省略			
15 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の施行に関する事務	1 柔道整復師に対するその業務に関する指示（第18条）		○
	2 省略		
	3 省略		
	4 省略		
	5 施術所の使用の制限及び禁止並びに構造設備の改善命令（第22条）		○
16 省略			
17 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）の施行に関する事務	1 看護師等の人材確保の促進に関する <u>こと</u> 。		
	(1) 病院等の開設者に対する指導及び助言（第8条）		○
	(2) 看護師等就業協力員の委嘱（第11条第1項）		○
	(3) 看護師等確保推進者の設置及び変更の届出の受理（第12条第4項）		○
	(4) 看護師等確保推進者の変更の命令（第12条第5項）		○
18 省略			
19 省略			
20 理化学試験及び微生物病理検査に関する <u>こと</u> （松山保健所に限る。）	1 理化学試験及び微生物病理検査の成績書等の発行に関する <u>こと</u> 。		○

の施行に関する事務	(14) 許可証の返納の受理（政令第46条第3項、第47条）		○
	(15) 省略		
	2・3 省略		
4 省略			
5 省略			
6 省略			
7 省略			
8 省略			
14 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の施行に関する事務	1 省略		
	2 省略		
	3 省略		
15 省略			
16 省略			
17 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
検査室	1 理化学試験及び微生物病理検査に関すること。	1 理化学試験及び微生物病理検査の成績書等の発行に関すること。	○	

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
健康増進課	1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に関する事務	1 療育の給付の決定（第20条第1項）		○
		2 小児慢性特定疾患治療研究対象者の認定（第21条の5） 一、愛媛県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和50年3月31日制定）第8の1）	○	
	2 省略			
	3 母子保健法（昭和40年法律第141号）の施行に関する事務	1 省略		
		2 養育医療の給付の決定（第20条第1項）		○
	4 らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号）の施行に関する事務	1 入所患者の親族の援護（第6条第1項）		○
		2 費用の徴収（第8条第1項）		○
	5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務	1～5 省略		
		6 消毒その他の措置に関すること。 (1)～(8) 省略		
		(9) 建物への立入制限等の措置の実施に係る揭示（第36条第3項、第50条第4項）	○	
		7 医療に関すること。 (1)・(2) 省略		
		(3) 感染症指定医療機関への報告の徴収及び検査等（第43条第1項）	○	
		8・9 省略		
	6 省略			
7 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行に関する事務	1 自立支援医療費（育成医療に係るものに限る。）に関すること。			
	(1) 障害者等に対する報告の徴収（第9条第1項、第11条第1項）		○	
	(2) 自立支援給付対象サービスの関係者に対する報告の徴収及び立入検査（第10条第1項、第11条第2項）		○	
	(3) 官公署に対する資料の請求（第12条）		○	
	(4) 支給認定（第53条第1項、第54条第2項、第3項）		○	
	(5) 申請内容の変更届出の受理（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）		○	

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
健康増進課	1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に関する事務	1 小児慢性特定疾患治療研究対象者の認定（第21条の9の6、愛媛県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和50年3月31日制定）第8の1）	○	
		2 省略		
	3 母子保健法（昭和40年法律第141号）の施行に関する事務	1 省略		
	4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務	1～5 省略		
		6 消毒その他の措置に関すること。 (1)～(8) 省略		
	7 医療に関すること。 (1)・(2) 省略			
	8・9 省略			
5 省略				

	以下この部において「政令」という。)第32条第1項)		
	(6) 医療受給者証の再交付(政令第33条第1項)		○
	(7) 支給認定の変更の決定(第56条第2項、第4項)		○
	(8) 支給認定の取消し(第57条第1項)		○
	(9) 医療受給者証の返還の受理(第57条第2項)		○
	(10) 支給の決定(第58条第1項)		○
	(11) 額の決定等(第73条第1項、第3項)		○

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
環境保全課	1 水道法(昭和32年法律第177号)の施行に関する事務	1 水道事業の給水開始前の届出の受理(第13条第1項、第46条第1項、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下この部において「政令」という。)第14条第1項)		○
		2 水道用水供給事業の給水開始前の届出の受理(第13条第1項、第31条、第46条第1項、政令第14条第2項)		○
		3 省略		
		4 水道事業の業務委託の届出の受理(第24条の3第2項、第46条第1項、政令第14条第1項)		○
		5 水道用水供給事業の業務委託の届出の受理(第24条の3第2項、第31条、第46条第1項、政令第14条第2項)		○
		6 省略		
		7 省略		
		8 省略		
		9 省略		
	2 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の施行に関する事務	1 ばい煙発生施設に関すること。 (1)~(7) 省略 (8) 改善命令等(第14条第1項、第3項) (9) 事故時の措置命令(第17条第3項)		○
		2 省略		
		3 一般粉じん発生施設に関すること。 (1)~(3) 省略 (4) 基準適合命令等(第18条の4) (5) 省略 (6) 省略		○
		4 特定粉じん発生施設に関すること。 (1)~(4) 省略 (5) 改善命令等(第18条の11) (6) 省略 (7) 省略 (8) 省略		○
		5 特定粉じん排出等作業に関すること。		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
環境保全課	1 水道法(昭和32年法律第177号)の施行に関する事務	1 _____給水開始前の届出の受理(第13条第1項、第46条第1項、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下この部において「政令」という。)第14条第1項)		○
		2 省略		
		3 省略		
		4 省略		
		5 省略		
		6 省略		
		7 省略		
		8 省略		
		9 省略		
	2 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の施行に関する事務	1 ばい煙発生施設に関すること。 (1)~(7) 省略		
		2 省略		
		3 一般粉じん発生施設に関すること。 (1)~(3) 省略 (4) 省略 (5) 省略		
		4 特定粉じん発生施設に関すること。 (1)~(4) 省略 (5) 省略 (6) 省略 (7) 省略		
		5 特定粉じん排出等作業に関すること。		

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する事務	(1)・(2) 省略		
	(3) 作業基準適合命令等（第18条の18）	○	
	6 大気汚染の防止に関すること。		
	(1) 報告の徴収及び立入検査（第26条第1項）	○	
	(2) 行政機関の長に対する措置の要請（第27条第4項）	○	
	(3) 行政機関の長との協議（第27条第6項）	○	
	7 有害大気汚染物質の規制に関すること。		
	(1) 勧告（附則第10項）	○	
	(2) 報告の徴収（附則第11条）	○	
	1 一般廃棄物処理施設に関すること。		
	(1) 第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設以外の一般廃棄物処理施設の設置及び変更の許可（第8条第1項、第9条第1項）	○	
	(2) 第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設以外の一般廃棄物処理施設の使用前検査（第8条の2第5項、第9条第2項）		○
	(3) 省略		
	(4) 省略		
	(5) 省略		
	(6) 第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設以外の一般廃棄物処理施設の許可の取消し、改善命令及び使用停止命令（第9条の2、第9条の2の2）	○	
	(7) 譲受け又は借受けの許可（第9条の5第1項）	○	
(8) 設置法人の合併又は分割の認可（第9条の6第1項）	○		
(9) 省略			
2 省略			
3 産業廃棄物処理施設に関すること。			
(1) 第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設の設置及び変更の許可（第15条第1項、第15条の2の5第1項）	○		
(2) 第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設の使用前検査（第15条の2第5項、第15条の2の5第2項）		○	
(3) 第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設の許可の取消し、改善命令及び使用停止命令（第15条の2の6、第15条の3）	○		
(4) 省略			
(5) 省略			
(6) 省略			
(7) 省略			
(8) 譲受け又は借受けの許可（第9条の5第1項、第15条の4）	○		

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する事務	(1)・(2) 省略		
	6 報告の徴収及び立入検査（第26条第1項）	○	
	1 許可を受けた一般廃棄物処理施設に関すること。		
	(1) 省略		
	(2) 省略		
	(3) 省略		
	(4) 省略		
	2 省略		
	3 産業廃棄物処理施設に関すること。		
	(1) 省略		
	(2) 省略		
	(3) 省略		
	(4) 省略		

(9) 設置法人の合併又は分割の認可(第9条の6第1項、第15条の4)	○			
(10) 省略				
(11) 最終処分場台帳の調製及び閲覧(第19条の11第1項、第3項)		○		
(12) (1)から(3)まで、(8)及び(9)に係る県警察本部長の意見聴取(第23条の3)		○		
4・5 省略				
6 産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業に関すること。				
(1) 業の許可(第14条第6項、第14条の4第6項)	○			
(2) 許可の更新(第14条第7項、第14条の4第7項)	○			
(3) 変更の許可(第14条の2第1項、第14条の5第1項)	○			
(4) 業の全部若しくは一部の廃止又は住所等の変更の届出の受理(第7条の2第3項、第14条の2第3項、第14条の5第3項)		○		
(5) 県警察本部長の意見の聴取(第23条の3)		○		
7 産業廃棄物再生利用業に関すること。				
(1) 再生輸送業者の指定(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下この項において「省令」という。)第9条第2号、愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則(平成12年愛媛県規則第58号。以下この項において「規則」という。)第2条第7項)	○			
(2) 再生利用業者の指定(省令第10条の3第2号、規則第3条第7項)	○			
(3) 再生利用業者の変更の指定(規則第2条第7項、第4条第1項、第4項)	○			
(4) 再生利用業の廃止又は変更の届出の受理(規則第5条)		○		
(5) 再生利用業者の指定の取消し等(規則第6条)	○			
(6) 産業廃棄物の再生利用実績報告書の受理(規則第8条)		○		
(7) 再生利用業者指定証の再交付(規則第9条)		○		
8 廃棄物再生事業者に関すること。				
(1) 登録(法第20条の2第1項)	○			
(2) 登録事項の変更の届出の受理(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下この項において「政令」という。)第20条)		○		
(3) 事業場の休廃止の届出の受理(政令第21条)		○		
(4) 登録の取消し(政令第22条)	○			
(5) 省略				
(6) 最終処分場台帳の調整及び閲覧(第19条の10第1項、第3項)			○	
4・5 省略				

	<p>9 廃棄物が地下にある土地の形質の変更に関すること。</p> <p>(1) 指定区域台帳の調製及び保管 (第15条の18第1項、第3項)</p> <p>(2) 土地の形質の変更の届出の受理及び計画変更命令 (第15条の19)</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 廃棄物処理施設に係る事故報告書の受理及び応急措置命令 (第21条の2)</p> <p>13 関係行政機関等への照会等 (第23条の5)</p>								
4 水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)の施行に関する事務	<p>1 特定施設等に関すること。</p> <p>(1)~(11) 省略</p> <p>(12) 改善命令等 (第13条第1項、第3項、第13条の2第1項)</p> <p>2~4 省略</p> <p>5 事故時の措置命令 (第14条の2第3項)</p> <p>6 地下水の水質の浄化に係る措置命令 (第14条の3第1項、第2項)</p> <p>7 地下水の水質測定のコラボ要請 (第16条の2)</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 行政機関の長に対する措置の要請 (第23条第4項)</p> <p>11 行政機関の長との協議 (第23条第6項)</p>								
5 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (昭和46年法律第107号)の施行に関する事務	<p>1~5 省略</p> <p>6 公害防止統括者等に対する解任命令 (第10条)</p> <p>7 公害防止統括者等に係る報告の徴取又は立入検査 (第11条第1項)</p>								
6 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和48年法律第110号)の施行に関する事務	<p>1 特定施設の設置及び構造等変更の許可 (第5条第1項、第8条第1項)</p> <p>2 許可申請の概要の縦覧並びに関係府県の知事及び市町の長の意見の聴取 (第5条第4項、第5項、第8条第3項)</p> <p>3 特定施設に係る変更等届出の受理 (第7条第2項、第8条第4項、第9条、第10条第3項)</p> <p>4 違反に対する措置命令 (第11条)</p> <p>5 指導、助言及び勧告 (第12条の5)</p> <p>6 報告の徴取 (第12条の6第1項)</p>								
7 浄化槽法 (昭和58年法律第43号)の施行に	<p>1~3 省略</p> <p>4 浄化槽保守点検業者の登録に関すること。</p> <p>(1)~(10) 省略</p>								
4 水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)の施行に関する事務	<p>1 特定施設等に関すること。</p> <p>(1)~(11) 省略</p> <p>2~4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p>								
5 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (昭和46年法律第107号)の施行に関する事務	<p>1~5 省略</p>								
6 浄化槽法 (昭和58年法律第43号)の施行に	<p>1~3 省略</p> <p>4 浄化槽保守点検業者の登録に関すること。</p> <p>(1)~(10) 省略</p>								

関する事務	(11) 登録の取消し及び事業の停止命令（条例第16条第1項）	○		関する事務				
	(12) 省略				(11) 省略			
	(13) 省略				(12) 省略			
	5 省略				5 省略			
8 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）の施行に関する事務	1 第一種指定化学物質の排出量等の届出に係る経由及び意見の提出（第5条第3項）		○					
	2 電子情報処理組織の使用に関すること。							
	(1) 届出に係る処理（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）第9条第2項、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成13年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）第12条第2項）		○					
	(2) 届出事項の変更及び廃止の届出の受理（省令第12条第3項）		○					
	(3) 停止（省令第12条第4項）		○					
	3 指定化学物質等取扱事業者への技術的な助言及びその他の措置（第17条第3項）		○					
9 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）の施行に関する事務	1 ダイオキシン類の排出の規制に関すること。							
	(1) 特定施設の設置の届出の受理（第12条第1項、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号。以下この項において「省令」という。）第5条）	○						
	(2) 経過措置に係る届出の受理（第13条第1項、第2項）		○					
	(3) 特定施設の構造等の変更の届出の受理（第14条第1項、省令第5条）	○						
	(4) 特定施設に係る計画変更命令等（第15条、第16条）	○						
	(5) 特定施設の設置等の制限期間の短縮（第17条第2項）	○						
	(6) 氏名等の変更又は使用の廃止の届出の受理（第18条）		○					
	(7) 地位の承継の届出の受理（第19条第3項）		○					
	(8) 特定施設に係る改善命令等（第22条第1項、第3項）	○						
	(9) 特定施設の事故時の措置命令（第23条第3項）	○						
	(10) 立入調査測定等（第27条第4項）	○						
	2 設置者からの測定結果の報告の受理（第28条第3項）		○					
	3 報告の徴収及び立入検査（第34条第1項）	○						
	4 行政機関の長に対する措置の要請（第35条第3項）	○						
	5 行政機関の長との協議（第35条第5項）	○						

10 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の施行に関する事務	1 特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関すること。		
	(1) 助言又は勧告（第19条）	○	
	(2) 措置命令（第20条）	○	
	(3) 報告の徴収（第42条第2項）		○
11 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）の施行に関する事務	1 第一種フロン類回収業者に 関すること。		
	(1) 指導及び助言（第23条）	○	
	(2) 勧告（第24条第1項、第2項）	○	
	(3) 措置命令（第24条第3項）	○	
	(4) 報告の徴収（第43条）	○	
	(5) 立入検査（第44条第1項）	○	
	2 第二種フロン類回収業者に 関すること。		
	(1) 登録の実施又は拒否（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）附則第19条の規定によりなおその効力を有するものとされている同法による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下この項において「旧法」という。）第29条第1項、第30条、第31条）	○	
	(2) 国土交通大臣の通知に係る者の登録の実施又は拒否（旧法第30条第2項、第31条第2項、第32条）	○	
	(3) 登録の更新（旧法第12条第1項、第2項、第30条、第31条、第33条第1項）	○	
	(4) 変更の届出の受理（旧法第13条、第30条、第31条、第33条第1項）	○	
	(5) 廃業等の届出の受理（旧法第15条第1項、第33条）		○
	(6) 登録の抹消（旧法第16条、第33条）		○
	(7) 登録の取消し等（旧法第17条、第31条第2項、第33条）	○	
(8) 指導及び助言（旧法第42条第1項）	○		
(9) 勧告（旧法第43条第1項、第2項、第4項、第64条第1項）	○		
(10) 措置命令（旧法第43条第6項、第64条第2項）	○		
(11) 報告の徴収（旧法第70条）	○		
(12) 立入検査（旧法第71条第1項）	○		
12 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第	1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の届出の受理（第8条）		○
	2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の状況の公表（第9条）		○
	3 事業者の地位の承継の届出の受理（第12条第2項）		○
	4 指導及び助言（第14条）		○

65号)の 施行に 関する 事務	5 改善命令(第16条)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	6 報告の徴収(第17条)		<input checked="" type="checkbox"/>
	7 立入検査等(第18条第1項)		<input checked="" type="checkbox"/>
13 土壌汚 染対策法 (平成14 年法律第 53号)の 施行に 関する 事務	1 土壌汚染状況調査に関する こと。		
	(1) 調査結果の報告の受理 (第3条第1項)		<input checked="" type="checkbox"/>
	(2) 人の健康に係る被害が生 ずるおそれがない旨の確認 及び取消し(第3条第1項 ただし書、土壌汚染対策法 施行規則(平成14年環境省 令第29号。以下この項にお いて「省令」という。)第 12条第5項)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(3) 有害物質使用特定施設の 土地の所有者等への通知 (第3条第2項)		<input checked="" type="checkbox"/>
	(4) 報告等の命令(第3条第 3項)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(5) 届出の受理(省令第12条 第4項、第7項)		<input checked="" type="checkbox"/>
	(6) 報告の徴収及び立入検査 (第29条第1項)	<input checked="" type="checkbox"/>	
14 使用 済自動車 の再資源 化等に 関する 法律 (平成14 年法律第 87号)の 施行に 関する 事務	1~3 省略		
	4 解体業の許可に関するこ と。		
	(1)・(2) 省略		
	(3) 許可の取消し及び事業の 停止命令(第66条)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(4) 省略		
	(5) 省略		
	(6) 県警察本部長の意見聴取 (第125条)		
	5 破碎業の許可に関するこ と。		
	(1)・(2) 省略		
	(3) 許可の取消し及び事業の 停止命令(第66条、第72条)	<input checked="" type="checkbox"/>	
(4) 省略			
(5) 省略			
(6) 省略			
(7) 県警察本部長の意見聴取 (第125条)			
6 省略			
15 愛媛県 公害防止 条例(昭 和44年愛 媛県条例 第23号) の施行に 関する 事務	1 ばい煙発生施設に関するこ と。		
	(1)~(7) 省略		
	(8) 改善命令等(第24条第1 項)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	2 粉じん発生施設に関するこ と。		
	(1)~(3) 省略		
	(4) 基準適合命令等(第32条)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(5) 省略		
	(6) 省略		
	3 排水施設に関すること。		
	(1)~(5) 省略		
	(6) 改善命令等(第42条第1 項)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	(7) 省略		
	(8) 省略		
4 指定工場の規制に関するこ と。			
7 使用済 自動車の 再資源化 等に 関する 法律 (平成14 年法律第 87号)の 施行に 関する 事務	1~3 省略		
	4 解体業の許可に関するこ と。		
	(1)・(2) 省略		
	(3) 省略		
	(4) 省略		
	(5) 県警察本部長の意見聴取 (第125条第1項)		
	5 破碎業の許可に関するこ と。		
	(1)・(2) 省略		
	(3) 省略		
	(4) 省略		
	(5) 省略		
	(6) 県警察本部長の意見聴取 (第125条第1項)		
	6 省略		
8 愛媛県 公害防止 条例(昭 和44年愛 媛県条例 第23号) の施行に 関する 事務	1 ばい煙発生施設に関するこ と。		
	(1)~(7) 省略		
	2 粉じん発生施設に関するこ と。		
	(1)~(3) 省略		
	(4) 省略		
	(5) 省略		
	3 排水施設に関すること。		
	(1)~(5) 省略		
	(6) 省略		
	(7) 省略		
	(8) 省略		
	4 指定工場の規制に関するこ と。		

	(1) 設置の許可（第47条第1項）	<input type="radio"/>					
	(2) 経過措置に係る届出の受理（第49条第2項）		<input type="radio"/>				
	(3) 施設の種類等の変更の許可（第50条第1項）	<input type="radio"/>					
	(4) 使用開始等の届出の受理（第51条、第56条、第57条、第58条第3項）		<input type="radio"/>				
	(5) 改善命令等（第53条）	<input type="radio"/>					
	(6) 改善措置等の届出の受理（第54条）	<input type="radio"/>					
	(7) 許可の取消し（第55条）	<input type="radio"/>					
	5 省略					4 省略	
	6 省略					5 省略	
16 ゴルフ場における農薬使用の適正化に関する事務	1 ゴルフ場の経営者からの報告の受理（愛媛県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱（平成元年9月16日制定）第3条第2項、第3条の2第2項、第8条第2項、第11条第2項）		<input type="radio"/>				
	2 農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下この項において「法」という。）の施行に関すること。						
	(1) ゴルフ場の経営者に対する農薬の安全知識の普及、情報の提供及び農薬使用に関する助言、指導その他の援助（法第12条の4）		<input type="radio"/>				
	(2) ゴルフ場の経営者に対する農薬使用に関する報告の徴収、農薬等の集取及び立入検査（法第13条第1項、第3項）		<input type="radio"/>				
17 愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱（平成3年8月愛媛県告示第1288号）の施行に関する事務	1 県外産業廃棄物の処理に関すること。						
	(1) 実績報告書の受理（第8条）		<input type="radio"/>				
	(2) 必要な措置の勧告（第16条第1項第2号）		<input type="radio"/>				
	(3) 違反行為の停止命令（第16条第2項）	<input type="radio"/>					
	(4) 命令に従わない者の公表（第16条第3項）		<input type="radio"/>				
	2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設に関すること。						
	(1) 設置及び変更の事前協議（第7条第3項、第11条第1項、第2項、第5項）	<input type="radio"/>					
	(2) 設置及び変更の指示（第11条第3項、第4項）		<input type="radio"/>				
	(3) 必要な措置の勧告（第16条第1項第3号、第4号）		<input type="radio"/>				
	(4) 違反行為の停止命令（第16条第2項）	<input type="radio"/>					
	(5) 命令に従わない者の公表（第16条第3項）		<input type="radio"/>				
	3 事故状況報告に関すること。						
	(1) 事故状況報告書の受理（第15条第1項）		<input type="radio"/>				
	(2) 必要な措置の指示（第15条第2項）		<input type="radio"/>				

	(3) 必要な措置の勧告（第16条第1項第2号、第4号）		<input type="radio"/>
	(4) 違反行為の停止命令（第16条第2項）	<input type="radio"/>	
	(5) 命令に従わない者の公表（第16条第3項）		<input type="radio"/>

備考 省略

備考 省略

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。